

**平成28年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会
第3回市民・文化部会議事録**

1 日時：平成28年10月21日（金） 14：30～17：15

2 場所：千葉市中央コミュニティセンター6階 講習室5

3 出席者：

(1) 委員

稲垣 総一郎委員（部会長）、吉田 恵美委員（副部会長）、
金子 林太郎委員、早川 恒雄委員

(2) 事務局

原市民自治推進部長

山根市民総務課長、宮本市民総務課長補佐、尾崎主査、大嶋主任主事、山本主事
坂本市民自治推進課長、齋木市民自治推進課長補佐、竹田主査、橋本主事

4 議題：

- (1) 部会長及び副部会長の選出について
- (2) 千葉市民活動支援センター指定管理予定候補者の選定について
- (3) 今後の予定について
- (4) その他

5 議事概要：

(1) 部会長及び副部会長の選出について

委員の互選により、稲垣委員を部会長に、吉田委員を副部会長に選出した。

(2) 千葉市民活動支援センター指定管理予定候補者の選出について

まず、応募があった団体について、事務局において第1次審査における審査項目を審査した結果、応募資格の各要件を満たしていること、また失格事由に該当していないことを報告した。

次に、各応募者へのヒアリングを実施し、採点、意見交換を経て、指定管理予定候補者とすべき者を「まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体」とすることを決定した。

(3) 今後の予定について

今後のスケジュールについて、事務局から説明した。

(4) その他

委員からの質問等を受け付けた。

6 会議経過：

○宮本市民総務課長補佐 それでは、定刻となりましたので、ただいまより平成28年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第3回市民・文化部会を開会いたします。

委員の皆様におかれましては、お忙しい中お集まりいただきまして、誠にありがとうございます。

私は、本日の進行を務めさせていただきます、市民総務課の宮本でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

本日の会議でございますが「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び会議録の作成等について（平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項）」に定める非公開事項に該当することから、全て非公開といたします。

続きまして、委員の皆様のご紹介ですが、お手元の「平成28年度市民局指定管理者選定評価委員会第3回市民・文化部会」と書かれました水色のファイルをお開きください。この中の資料2「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会市民・文化部会委員名簿」をご覧ください。委員改選後、初めての部会となりますので、委員の皆様をご紹介します。弁護士の稲垣総一郎委員です。

淑徳大学コミュニティ政策学部教授の鏡論委員でございますが、鏡委員におかれましては、本日、あいにく所用によりご欠席でございます。

敬愛大学経済学部教授の金子林太郎委員です。

千葉市文化連盟顧問の早川恒雄委員です。

公認会計士の吉田恵美委員です。吉田委員におかれましては、今期から新たに委員にご就任いただいております。

以上、5名の委員の皆様でいらっしゃいます。どうぞよろしくお願いいたします。

次に、事務局職員をご紹介します。

市民自治推進部長の原でございます。

千葉市民活動支援センターを所管します、市民自治推進課長の坂本でございます。

市民総務課長の山根でございます。

以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして、市民自治推進部長の原からご挨拶を申し上げます。

○原市民自治推進部長　　どうも、こんにちは。委員の皆様方におかれましては、大変お忙しい中ご出席をいただきまして、誠にありがとうございます。また、今回から、新たな任期ということで、この部会を進めていただくこととなります。どうぞよろしくお願いいたします。また、日頃より、市政各般にわたりまして、ご支援、ご協力を賜っておりますこと、この場をお借りいたしまして厚く御礼申し上げる次第でございます。

さて、本日のご審議でございますが、公募での選定施設でございます、千葉市民活動支援センターでございます。後ほど詳しくはご説明いたしますが、今年の7月に開催いたしました第2回の部会におきましてご審議いただきました募集要項によりまして募集いたしましたところ、1団体から応募がございまして、現在、形式的要件審査でございます第1次審査を終えたところという形になっております。したがって、本日は、最終選定となります第2次審査等を行っていただくわけでございますが、委員の皆様方には、どうぞ豊富なご経験と高いご見識からの確なご選定をいただきますようお願い申し上げます。本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

○宮本市民総務課長補佐　　それでは、議事に入ります前に、資料の確認をさせていただきます。

まず、机上にございますA4の資料で、「諮問書の写し」と「次第」、「席次表」、「会議資料の一覧」でございます。その他に、先ほどご覧いただきました「第3回市民・文化部会」と書かれた水色のファイルともう一つ緑色のファイルがございます。

それでは、「会議資料の一覧」に沿って確認をさせていただきます。

まずは、先ほどの水色のファイルをお開きください。資料1が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第3回市民・文化部会進行表」、資料2が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会市民・文化部会委員名簿」、資料3-1から資料3-4は、千葉市民活動支援センターに関する資料でございます。3-1が「応募者一覧」、3-2が「形式的要件審査(第1次審査)結果一覧」、3-3が「選定基準」、そして3-4が「採点表」でございますが、こちらにつきましてはファイルに綴らず、別途A3の用紙にて机面上にご用意してございます。次に、資料4が「今後の予定について」でございます。

続きまして、参考資料でございます。参考資料1が「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」、参考資料2が「千葉市市民局指定管理者選定評価委員会の会議の公開及び議事録の作成等について(平成22年7月16日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項)」、参考資料3が「部会の設置について(平成24年7月24日千葉市市民局指定管理者選定評価委員会議決事項)」、そして、参考資料4が「市民・文化部会で審議する公の施設一覧」、参考資料5が「千葉市情報公開条例及び施行規則 抜粋」、参考資料6-1から6-3が千葉市民活動支援センターに関するもので、6-1が「募集要項」、6-2が「管理運営の基準」、6-3が「設置管理条例・管理規則」でございます。

最後に、緑色のファイルでございますが、こちらには応募者の「指定申請書関係書類」と「提案書」を綴ってございます。

以上をお配りしております。おそろいでしょうか。不足等ございましたらお申しつけください。よろしいでしょうか。

それでは、続きまして、会議の成立についてご報告いたします。本日は、全委員5名のうち、4名の委員にご出席いただいておりますので「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」第11条第7項において準用する第10条第2項により会議は成立しております。

それでは、これより議事に入らせていただきます。なお、部会長が決定するまでの間、市民自治推進部長の原が仮議長を務めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○宮本市民総務課長補佐　それでは、原部長、進行をよろしくお願いします。

○原市民自治推進部長　それでは、ご承認いただきましたので、仮議長といたしまして部会長が選定されるまでの間、会議の進行を務めさせていただきます。

それでは、議題1「部会長及び副部会長の選出について」でございます。部会長の役割といたしましては、本部会の議長を務めていただくほか、部会の招集、議事録の承認等、部会を代表していただきます。また、副部会長は、部会長を補佐していただき、部会長に事故あるときは、その職務を代理していただくということになります。

ではまず、部会長の選出を行いたいと思います。「千葉市公の施設に係る指定管理者の選定等に関する条例」第11条第4項の規定に基づきまして、互選により選出となります。

どなたか、立候補、あるいは推薦される方はいらっしゃいますでしょうか。

○吉田委員 稲垣委員を。

○早川委員 稲垣委員ですね。

○金子委員 お願いします。

○稲垣委員 お受けします。

○原市民自治推進部長 それでは、稲垣委員ということでございますけれども、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○原市民自治推進部長 では、稲垣委員には部会長のほうよろしく願いいたしまして、部会長の席にお着きいただければと存じます。

それでは、すみませんが一言ご挨拶いただければと思います。よろしくお願いします。

○稲垣部会長 ただいま、部会長にご推挙いただきましたので、今までもやってきまして、また、引き続いて務めさせていただきたいと思います。拙い進行ですけれど、よろしくをお願いします。

○原市民自治推進部長 ありがとうございます。

それでは、部会長が選出されましたので、ここで議長を稲垣部会長に交代したいと思います。どうぞよろしくをお願いします。

○稲垣部会長 それでは、次第に従いまして、議事を進行してまいります。どうぞご協力のほど、よろしくお願いいたします。

続きまして、副部会長の選任を行いたいと思います。こちらも互選により選出することとされておりますが、どなたか立候補、または推薦される方はいらっしゃいますか。

○早川委員 部会長一任です。

○稲垣委員 部会長、副部会長は原則、常任委員がこれまで務めてきておりますので、吉田委員にお願いできればと思いますが。

○吉田委員 では、私のほうで務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。

(異議なし)

○稲垣部会長 よろしくをお願いします。

それでは、お引き受けいただきましたので、一言ご挨拶をお願いします。

○吉田委員 副部会長を務めさせていただきます吉田です。慣れないことも多いと思いますが、部会長のサポートで頑張らせていただきますので、どうぞよろしくをお願いいたします。

○部会長 ありがとうございます。

続きまして、議題2「千葉市民活動支援センター指定管理予定候補者の選定について」に入りたいと思いますが、その前に、施設所管課から募集要項等についてご説明をお願いします。

○坂本市民自治推進課長 市民自治推進課長の坂本です。座って説明させていただきます。募集要項等につきまして、この水色のファイルの参考資料6-1をお開きください。

「指定管理者募集要項」を参考としてつけてございます。

始めに、本施設の概要をご説明いたします。本施設につきましては、市民公益活動の拠点施設として、平成26年度より指定管理者制度を導入し、管理・運営を行っております。

指定管理者の指定期間が今年度で終了することに伴い、来年度から5年間の指定期間として、新たな指定管理者の選定につきまして本部会にてご審議いただくこととなっております。

募集要項の6ページをお開きください。一番上の「(3) 施設の概要」をご覧ください。上段の表内の記載のとおり、市民活動支援センターの施設規模は184㎡で、主に会議室や談話室などで構成されております。募集要項20ページをご覧ください。「(2) 審査基準」ですが、市民公益活動を促進するため、会議室や談話室などの施設の貸し出し業務に加え、相談業務等のソフト事業に重きを置いた運営を行っております。したがって、審査基準における各審査項目の中でも、「4(2) 施設利用者への支援計画」や「4(3) 施設の利用促進の方策」、「4(5) 施設の事業の効果的な実施」といった項目に、重点的に配点をしております。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。今のところの説明について、委員の皆様、何かご質問ないですか。

○委員 閉館時間の延長は、市民サービス向上にはなるけれど、コストの増加につながるわけです。それから、休館日というのは、規定だったら年末年始だけだったのですが、休館日・閉館日をもっと増やせばコストは下がります。しかし、市民へのサービスは下がってしまう。その辺をどう考えたらよいのでしょうか。

○部会長 そうですね。

今は資料のご説明についてのご質問がないかということですので、そのお話は後で議論したいと思います。特に資料についてのご質問はよろしいですか。

(なし)

○部会長 それでは、事務局より、選定の流れ及び審議方法についてのご説明をお願いします。

○山根市民総務課長 本日、行っていただきます選定の流れと審議の方法についてご説明をさせていただきます。

初めに、形式的要件審査についてご説明をいたします。形式的要件審査といいますのは、先ほどご覧いただいた募集要項に定める応募資格の各要件を満たしているか、あるいは、失格事由に該当するものではないかについて、応募者から提出された書類により審査するものでございます。お手元の資料3-2「形式的要件審査（第一次審査）結果一覧」表の一番左側、そちらが「審査項目」になっております。まずは、応募資格が書いてあります。左側欄を読み上げますと、ア、法人その他の団体であるか。イ、千葉市外郭団体指導要綱に定める本市の外郭団体でないか。ウ、市の入札参加資格に関し、指名停止が行われていないか。エ、地方自治法施行令第167条の4の規定により、一般競争入札等への参加が制限されていないか。オ、千葉市税、法人税、消費税及び地方消費税の滞納がないか。カ、千葉市税の特別徴収義務者にあつては、特別徴収を実施しているか。キ、労働関係法令の規定を遵守しているか。ク、募集年度又はその前年度に納入すべき障害者雇用納付金がある者にあつては、これらの滞納がないか。ケ、会社更生法に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法に基づく再生手続開始の申立てが行われていないか。コ、当該団体又はその役員が、千葉市暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団、同条第3号に規定する暴力団員等又は第9条第1項に規定する暴力団密接関係者ではないか。以上10項目が応

募資格要件となります。裏側にまいりまして、「失格事由」というものを決めております。ア、提案書中の収支予算書において、募集要項に定める基準額を超える額の指定管理料の提案をした。イ、複数の提案書を提出した。ウ、選定評価委員会の委員、本市職員その他本件関係者に対して、本件提案について接触した事実が認められる。エ、提出書類に虚偽又は不正の記載がある。オ、提出期限までに所定の書類を提出せず、または提出した書類に著しい不備があった。カ、提出書類について市から修正の指示があった場合で、市が定めた期限までに市の指示どおりに修正を行わなかった。キ、提出書類に定める書類以外の書類を提出した。以上7項目が失格となる事由でございます。これらの応募資格及び失格事由について審査した結果が表に記載してあります。応募資格を満たしていれば「○」また、失格事由では、該当がなければ「○」の記載をしてあります。

続きまして、応募者が提出した提案内容の審査についてご説明をいたします。お手数ですが、今度はお手元の青いファイルの資料1「市民・文化部会進行表」に沿ってご説明を申し上げます。表の上から5段目のところに、施設所管課より説明という項目があります。その①②にありますように、まず、施設所管課から、公募から形式的要件審査までの経過及び応募状況と、形式的要件審査の結果についてご報告いたします。次に、その下の提案内容審査の欄に移りまして、審査項目のうち、施設所管課であらかじめ採点した項目についてご報告を申し上げます。その次に、団体の経営及び財務状況につきまして、公認会計士の吉田委員より計算書類等に基づき解説をお願いしたいと存じます。財務状況等の解説をいただいた後に、応募者に入室していただき、ヒアリングを行います。ヒアリングにおきましては、初めに応募者から、出席者の紹介を含め、提出した提案書について、10分以内で説明をしていただきます。その後、20分間の質疑応答を行っていただきます。応募者へご質問がある場合は、ご発言をお願いいたします。なお、20分が経過いたしましたら、応募者には退室をしていただきます。応募者が退室いたしましたら、委員の皆様には採点をしていただきます。今回、応募者が1団体で、競争ということはないのですが、予定どおり応募者の出した提案の内容と本日のヒアリングに基づきまして、それぞれの項目について評価をしていただくこととなります。そして、その評価に応じた得点を「採点表」にご記入いただきます。この採点の方法でございますけれども、お手数ですが、資料3-3「市民活動支援センター指定管理予定候補者選定基準」の6ページをお願いいたします。その6ページの上段に表が記載してあります。こちらが各項目の評価、採点する際の基準になります。原則的にはAからEまでの5段階評価でございます。市が求める管理運営の基準等で設定した水準どおり業務が行われるものが見込まれる場合には「C」の評価となります。そのほか、市の水準を超える場合には、順次「B」、「A」と評価が上がっていきまして、それに満たない場合には「D」、「E」と評価が下がるということになります。原則は今申し上げたとおり、こちらにある基準に従って評価をしていただくのですが、例外がございます。それはその6ページの下段に書いてあります「(イ) 上記原則によらない審査項目」ということで、その少し下の「a 委員による評価を行うもの」として5点挙げてございます。こちらの項目につきましては、今申し上げた基準とは別の基準で評価をしていただきます。その評価の方法につきましては、7ページ以下、それぞれ項目ごとに網掛けをして示してあります項目ごとに評価の基準の表現が若干変わっているということになります。

採点表のほうに、そちらの原則によらない評価、それぞれの項目につきましては、採点表にも網掛けをしておりますので、採点表の網掛けのある部分につきましては、こちらの7ページ以下の基準を参照していただいて評価、採点をお願いいたします。点数につきましては、採点表の右側にAからEの評価と配点によって点数が変わりますので、そちらの早見表をつけてあります。そちらをご参照いただいて、点数をご記入いただきたいと思いますと考えております。

これらの方法によりまして、採点表の記入が終わりましたら、事務局で採点表を回収させていただきます。集計した後、集計表をお配りし、結果を発表させていただきます。この集計結果をもちまして、部会として選定理由などについて意見交換を行い、部会としての意見をまとめていただきたいと思います。採点の結果で、過半数の委員が「D」の評価をした項目がある場合、あるいは1人以上の委員が「E」の評価をした項目がある場合には、応募者を失格とするかどうかについても協議していただくこととなります。また、総得点につきまして、異議がある場合には、協議により採点の修正等もすることも可能となります。

なお、全ての審査が終了いたしましたら採点表及び集計表につきましては回収をさせていただきますので、よろしくをお願いいたします。

審査、採点の方法については以上でございます。

○部会長　　ありがとうございました。

次に、施設所管課からご説明をお願いします。

○坂本市民自治推進課長　　それでは、公募開始から第1次審査までの経過及び応募状況についてご説明いたします。

最初に、前回の部会から本日までの公募等の結果についてご説明いたします。水色のファイルの参考資料6-1「指定管理者募集要項」をご覧ください。その中の3ページ「(4)選定の手順」をご覧ください。まず、7月22日、市のホームページに募集要項等を掲載して募集を開始いたしました。次に、8月1日に、応募者を対象として、募集要項等に関する説明会及び施設見学会を開催するとともに、8月2日から10日までの間、募集要項等に対する質問を受け、回答を8月17日に市のホームページに掲載いたしました。その後、8月22日から8月31日までの間、指定申請書等の応募書類を受付したところ、資料3-1「応募者一覧」のとおり「まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体」から応募がありました。

続きまして、形式的要件審査についてご説明いたします。資料3-2をご覧ください。千葉市民活動支援センターの指定管理者の応募者に係る第1次審査の結果といたしましてご報告させていただきます。各審査項目の内容につきましては、先ほど説明がございましたが、事務局において審査した結果、応募者は応募資格の各要件を満たしており、各失格事由に該当しないことを確認いたしました。以上でございます。

○部会長　　ありがとうございました。

ただいまの報告についての質問はございますか。

○委員　　形式的要件は満たしていませんか。

○坂本市民自治推進課長　　はい。満たしていました。

○委員　　バランスシートで未払法人税とあるのは、納期が来てないということですね。

○委員 期末時点での未払法人税なので。

○委員 ですから、納期が来てないということ、そういう理解でいいんですね。

○委員 そうですね。

○部会長 では、次に、「まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体」について審査に入りたいと思います。今の質問については、後ほどの会計の話のときにしていただけたらと思います。

初めに、施設所管課であらかじめ採点した審査項目について、ご説明をお願いします。

○坂本市民自治推進課長 それでは、一部審査項目の採点結果についてご報告させていただきます。まず、資料3-4「採点表」をご覧ください。「2(1)同種の施設の管理実績」としまして、始めに、表の2段目をご覧ください。主に「備考」欄を見ていただければと思います。「ア 公の施設の管理実績」に関する審査項目ですが、特定非営利活動法人まちづくり千葉及びリベルタちばは現指定管理者の構成団体であるため、各2点にそれぞれの責任割合を乗じまして、まちづくり千葉が1.6点、リベルタちばが0.2点となっております。また、株式会社まちづくり商会は実績がないため、0点としております。したがって、こちらの項目の合計は1.8点となっております。

続きまして、「イ 市民公益活動支援施設の管理実績」に関する審査項目ですが、まちづくり千葉は通算3年以上の管理実績があるため、7点に責任割合を乗じ5.6点、リベルタちば及びまちづくり商会については管理実績がないため、0点としております。したがって、こちらの項目は合計5.6点となっております。以上二つの項目の合計により、8点と採点いたしました。

次に、下段のほうに移りまして、「5(2)管理経費(指定管理料)」です。提案された管理経費の額を、所定の算式に当てはめた結果、12点と採点いたしました。

次に、「6(1)市内産業の振興」ですが、構成団体であるまちづくり千葉、リベルタちば及びまちづくり商会については、主たる事務所または本店が市内にあり、市内業者であることから、3点といたしました。

次に、「6(3)市内雇用への配慮」ですが、雇用する職員全員が千葉市内に住所を有する者とする予定であることから、3点と採点いたしました。

最後に、「6(4)障害者雇用の確保」です。まず、「a 法定雇用率達成状況」ですが、まちづくり千葉は常用雇用労働者数が4人で、法定雇用率2%を乗じた法定雇用数は、0.08人となります。したがって、法定雇用数が1に満たない団体かつ障害者を雇用していない団体となり、1点。リベルタちばとまちづくり商会については、これまで労働者を雇用していない団体となり、それぞれ1点となりました。提案者が共同事業体であるため、それぞれ基準により採点した障害者雇用状況報告書に記載された法定雇用障害者の算定の基礎となる労働者数の割合で比例案分して算出した結果、1点と採点いたしました。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。今のご説明について、何かご質問はございませんか。

(なし)

○部会長 では、次に、「まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体」の経営及び財務状況について、公認会計士である吉田委員より、計算書類等を基にご説明

いただきたいと思います。

(※財務状況等に関する意見交換の経過については、千葉市情報公開条例第7条第3号に該当する情報(法人等情報)が含まれているため、表示していません。)

○委員

決して財務状況は良いと評価できないのかなというのが全般的な感想です。以上になります。

○部会長 ありがとうございます。

では、一応この辺で、ヒアリングの関係でお待ちになっていると思いますので「まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体」のヒアリングを行います。応募者入室させてください。

[まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 入室]

○部会長 それでは、ヒアリングを行いたいと思います。

まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体でいらっしゃいますか。それでは、これからヒアリングを行います。

10分間で、本日の出席者の紹介と提案内容を簡潔に説明お願いします。説明が終わりましたら、私どもから質問させていただきますので、お答えをお願いします。

では、どうぞ。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 説明を始めさせていただきます。

共同事業体の代表団体でございます、特定非営利活動法人まちづくり千葉の代表です。

こちらにいるのは、私どもの事務局長でございます。

こちらが、まちづくり商会の代表でございます。

そして、あちら、リベルタちばから代表と、会計担当でございます。よろしく願いいたします。

事業の内容についての骨子はまちづくり商会代表、それから会計面は事務局長が、ご紹介させていただきます。よろしく願いいたします。

○部会長 あとは着席で、どうぞ。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 座ったままで失礼します。時間の関係がございますので、主に提案する骨子の15号、施設の事業の提案内容を中心にご説明させていただきたいと思っております。その前に、16ページ、第11号の部分だけご紹介させていただきたいと思っております。開館時間につきましてですが、現在の利用状況等も踏まえまして、16ページです。枠の中ほどに記しましたように、平日及び土曜日、すなわち日・祝祭日以外につきましては、開館時間を3時間延長しまして、閉館時刻を午後9時にするという提案、あえて前提にしております。あとすみません。次の17ページもちょっとだけ触れますと、施設利用者への支援計画のところですけども、冒頭の2行目に書きましたように、施設利用者として申しまして、これから市民公益活動を始める人と、既に市民公益活動に関わっている人、二つタイプがありますので、そういったタイプもある程度意識して、支援計画を考えていくということで、下に方策を記述しております。詳細については、ここでは割愛します。

続きまして、18ページも少しだけ触れますと、施設利用促進の方策となっております

が、これも促進ということを考えてときに、まずは、施設を利用したことがない人ですとか、団体とかに利用してもらおうという視点と、もう一つ利用したことがある、既に利用している人たちに、再度利用してもらったり、継続して利用してもらったりという二つの視点が必要だと考えますので、そういったことを踏まえまして、下に五つほど方策が書いてありますが、ちょっとここも時間の関係で説明は割愛します。

では、最初に申しましたように、21ページの提案骨子の第15号、施設の事業の内容をかいつまんで説明させていただきます。中ほどの②具体的な事業内容というところから、主に少し特徴的かなと思われる部分をご説明いたします。大きな(2)番、下のほうですが、情報の収集及び提供に関する項目ということで、幾つか事項を提案しております。

一番下[2-2]と項番つけましたところ、ボランティア情報の収集・管理・提供と書いてございます。現在もこういったことはやっているのですけれども、現在は福祉施設のボランティアとかが中心で、ボランティアの活動場所を中心に掲示をしているというような状況ですが、加えまして、次期の提案としては、東京オリンピック・パラリンピック関連のボランティア情報の収集にも力を入れまして、なおかつ、それを掲示するときにも、オリパラ関連情報だというようなことがわかるように、工夫をするとか、そういったことを考えています。

次のページにいきまして、大きな(3)番、交流及び連携の促進に関することの中から、幾つかご説明させていただきます。[3-3]としたところ、千葉市を元気にするフォーラムという事業名をつけてございます。今期は、ミニシンポジウムというような事業名でやってもらっているものの、いわゆる改善であったり強化する事業でございますが、この1行目に記載しましたように、多様な主体の協働による地域課題解決の推進を狙いとするということに、ちょっと目的を明確にしまして、多少テーマを変えたりしながら設定して企画をしたいと考えております。続いて[3-4]各種講座というところですが、これは丸印で箇条書きしましたように、五つの講座を提案しております。このうちの上の三つにつきましては、管理運営の基準で定められておりまして、新規の提案という形になりますが、一つ目の都市型ボランティア育成講座。これは、先ほどのボランティア情報のところとも関連してきますけれども、連続したシリーズものの講座、ボランティア育成講座を想定しております。ただ、講座を受講してもらうだけではなく、受講した方には、実際にボランティア情報を提供するという、継続といいますか、アフターフォローのようなことも考えております。

二つ目と三つ目、ファシリテーター養成講座とコーディネーター養成講座ですが、これは管理運営の基準では一緒にしても二つに分けてもいいということでしたが、提案としては二つに分けております。こちら単発の講座というよりは複数回の連続講座を想定しておりまして、単なる講義だけではなく、演習ですとか、事例紹介などを盛り込んだ内容で今のところは考えております。

これらは、ファシリテーター、コーディネーターは、当然、団体の組織運営とか、地域課題解決に欠かせないスキル。これはかなり、ある意味職能的なものだと思いますので、少しレベルを上げると言いますか、そういったことも考えております。

その下、[3-5]ボランティア・市民活動マッチングプログラムというのもの、新規の提案となっております。これは、直接ボランティアとか、市民活動をやるメンバーを募集

するような団体さんと、そういうことをしてみたいという方が直接顔を合わせるマッチングイベントのようなものです。就職説明会のようなイメージがわかりやすいかと思いますが、そういった形で、少し多くの団体や、多くの人を集めますので、ちょっとセンターの中では開催が難しいかもしれませんが、開催することも考えています。次のページにいきまして[3-7]多様な主体との連携づくりというところも、かなりいろんなことを盛り込んだ事業提案になっております。多様な主体として、①大学・高校、②企業、③地縁団体（町内自治会）と書いてございます。これまで、大学につきましては、講義に呼んでいただいて、我々と団体さんが一緒になって活動紹介をしたりとか、そこでもマッチングが行われたりしているんですけども、そういった一度の講義だけではなく、日常的にお互いの情報と言いますか、ニーズのようなことを共有したり、情報交換をしたり、まず我々センターと、そういった大学の関係づくりをして、それを踏まえて団体さんと大学との関係をつくると、そういったようなイメージも考えています。余りにも企業さんがちょっと今期、あまり関係づくりができておりませんで、あと自治会さんについては、これと違って明確な動きはしておりませんでしたので、各年度、全ての主体との連携を作るのは大変だと思いますので、年度ごとに、今年度は大学、高校、今年度は企業といったように設定して進めようと思っております。

3番は以上としまして、(4)相談に関すること。この中では[4-2]専門家による個別相談の中で、括弧の中で、これはテーマごとに専門家を招いて個別相談を行っているものですが、ここでも今までの分野、テーマに加えまして、ボランティアに関する相談。ボランティアというテーマを個別相談の日を設けることが新しい提案をしております。

最後に(5)ですが、その他、必要な事業ということで、この中では[5-4]シニア世代のボランティア活動促進事業について少し触れさせていただきますと、今年度まではシニアセミナーというような呼び名で実施してしまったり、あとシニア関連施設の連携というようなことで、県の生涯大学校さんとの関係づくりだったり、共同で事業を行ったりしておりますが、ここは一括りにいたしまして、文字どおり、シニア世代の、ボランティアと書きましたが市民公益活動への参加を促進する事業を単なる単発のセミナーだけでなく、継続して展開していきたいと考えております。以上、施設の事業の数でいうと、25ぐらいの事業をここにに入れてございます。

時間が多分迫っておりますので、最後に私からは1点だけ、25ページ、26ページ、27ページで、自主事業のことが少し書いてございます。自主事業は四つ提案させていただいておりますが、これらは全て団体さんですとか、利用者さんの利便性を図ることを目的としておりますので、もちろん赤字になってはいけないと思うのですが、利益を上げることが目的ではなく、そういう予算計上にはなっていないということを申し添えております。

もし時間がありましたら、少し予算の関係を。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体　それでは、収支予算についてご説明を申し上げます。お手元の34ページご覧ください。

私ども収支予算につきましては、そこに掲げているとおりですが、年間の指定管理料のぎりぎりの金額で出させていただきます。なおかつ自主事業においては、それ程大きな金額じゃない。年間100万円程度の金額で考えております。

こちらなんですけれども、実際問題、私のほうとしては、なるべく経費節減には努力しておるつもりでございます。その中で、その経費の節減をした部分をどのような形で考えた場合に、私どもは、やはりこの市民活動において、施設が長時間開いていることは非常に重要ではないのかと思ひまして、その余った部分を長時間、つまり、18時であるところを21時まで開けるといふところにもってきておりますので、その分、人件費等かかる分が、やはりぎりぎりになってしまったということはお伝えしたいなと思ひます。

さらに、それぞれ頼んでいる業者さんにつきましては、基本的には市内業者をお願いしていく。状況によって、見積り等も見ながらやっております。また、私どものスタッフは、基本的には市内の在住の者を使っているということもあります。このような形で、次年度受けられたら、それ以降もやっていきたいなと思っております。

よろしくお願ひいたします。以上です。

○部会長　それでは、委員さん方からご質問がございましたら。

○委員　ちょっと団体さんがお入りになる前にいろんな意見を出したのですが、大変、一生懸命おやりになって、すばらしい仕事をやっているんですけども、収支の状況から見ると、大変なご負担、心理的なというものも含めて、ご負担、大変ですねと、こういうやりとりがございました。

今、事業説明の中で、やっぱり長い時間開館するということは、市民サービスとしてすばらしい、それはそのとおりですけども、9階でしたよね。あそこへあるということは、その間も電気が全部ついている。それからエレベーターが動いている。そういうこの事業と関係ないところのコストがやっぱり相当かかっていますよね。ですから、収支を考えたときは、市民サービスという問題も当然、第一に考えなきゃいけないけれども、それに要するコストというような問題を、もうちょっと広い視野でご検討いただいたらどうかというのが、私の個人的な考えです。長くやっている、いつでも入れる、これはいいに決まっています。今、光熱費はどうですかと聞いたのですが、ただ、本当に、非常に大きなコストになっていますので。そういう点についても、やればいいというのではなくて、やるについては、コストというのも同時に考えたらいかがですか、というような考え方を持っております。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体　現に中間階にある施設でございますので、どうしても、私どもが最上階であれば、開いている間は開けていただくと思いますが、上に商工会議所さんもあり、必ずしも私どもが最終利用者ではないと思われまますので。

○委員　いやいや、それはそうです。要するに、長い時間、市民にサービスを提供しますよと、それはいいに決まっているんですよ。それは当然、人件費等を含めてコストがかかる。先ほど説明があったように指定管理料と同じ金額ですから、万万が一のことがあったら何の預金もなくなってしまうわけですよ。そういうものに対して備えていくというのが、やっぱり事業やっているときの考え方としては必要ではないでしょうか。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体　私どもあの施設、その9階に移転してから、都合4年半やらせていただいておりますけども、工夫した点といえば、当時、白熱灯を使っていた部分がありまして、それを蛍光灯に変えさせていただいて、それで大分、電気料につきましては節電やらせていただいております。

当然、今後は、LEDの話とかというのも、ここには盛り込んでいませんけれども、考えているというのは間違いないと思いますし、また、空調につきましても、やはり同じフロアであります観光協会さんと、同じ空調になりますので、私どもと観光協会と協議いたしまして、ぎりぎりの時間帯でやらせていただいている。そういった細かい節約は、今後もしていきたいなと思っております。

○委員 違っていると困るのですが、収入と支出が1円も変わらないような予算で仕事をするという事は、今言ったコストの削減とか、そういう部分もなさらなきゃいけない、大変ですねという意味です。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 ありがとうございます。

○委員 そこで余裕をつくるような、いろんなコスト削減の工夫を同時にお考えになったらどうですかということです。次の期の始まる前に。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 ぎりぎりにコストを削減して、やっと予算内にこぎつけたという実情をご理解いただきたいと思いますが。

○委員 それは大変ですねと、だからだめとか言っていないです。一つの事業を、皆さん方がもうできませんということになったら、一番困るのは市ですから、そういうことのないように事業を進めていく上ではお考えになったらいかがですか。だから、21時までを19時までにするとか、それは会社が終わった方が使うのに19時じゃ間に合わないよとか、いろんな意見があると思うけども、お互いにやっぱり市民同士ですから、不便なところは負担してもらって、耐えてもらうとか、そういう考え方も、これは個人的な意見ですけど、取り入れられていくということもよろしいのでは、必要ではないか。こういう意見を申し上げたところです。ここの部会の意見ではありません。私の個人的な考えです。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 検討してまいります。

○委員 使わない、使わないと言ったって、必要なものは使うべきですよ、サービスを良くするために。ただ、時間とか、そういう調整できるものでやっぱり調整していく。だから、月曜日から1週間全部、21時まででなく、何日と何日はサービスで開いていますから、遅い時間のサービスが必要な人はこの日に来てくださいますとか、こういうのだったっていわゆる一つのサービスだと思います。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 以前の形は、団体の予約があるときは開いて、予約がないときは閉じていたということもあります。

○委員 だから、そういう方法も検討してもよろしいのではないですか。する、しないは皆さん方が考えること、いろんな工夫をして。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 そのためにはスタッフが出られるように待機していなければならないという形の縛りも発生しますので、今度は、従業員の負担が増えるんですよ。

○委員 予約があったらじゃなくて、月・水・金にやるとか、何日はとか、そういうふうに決めて、そうすればスタッフも待機しやすくなりますね。だから、僕はそんなによくはわからないけれども、そういうようないろんな意味の工夫をなさって、収支の余裕を持たれるということが非常にいいことだと、こういうふうに個人的な考えとして申し上げました。

○部会長 他にご質問は。

○委員 提案書の5ページになるかと思いますが、管理運営の執行体制、7名のスタッフの方がいらっしゃるのですが、センター長、副センター長、共同事業体代表の方につきましては、この三つの団体の役員の方が担当されると思いますが、この4番から7番までの方は、具体的にはどういう方をご予定していらっしゃるのか、あるいは見込まれているのかというのを教えていただきたいのですが。役員の方なのでしょうけど。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 センタースタッフとして、時間給で働いていただいています。

○委員 ということは、この構成団体の役員とかをされている方ではなく。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 皆さん、いわゆるパートという形になるんですけども、今やっている人たちですし、慣れているんですけども、団体の役員ではないです。みんな役員にはなっていないです。

○委員 人件費が5年間も全く変わらないような設定で提案がされていたのですが、そうなってくると、やっぱりそういう形で働かされている方のモチベーションをどういうふうに維持するのかなど。やっぱり年度ごとに、いろんなサービスを提供していく上では、働かされている方のモチベーションというのも非常に大事になるのではないかなと思うのです。そこは高い志でカバーされるということかもしれないんですけども。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 実際問題は、この予算書の中では書いていないんですけども、最低賃金のほうも変更になりましたし、それに合わせて、ずらさざるを得ないとは思っていますし、それをそうすべきだと思っています。なおかつ、やはり状況に応じて、昇給というかですね、少し上げるということは当然考えております。

ただ、皆さん、すごくやる気のある方ばかりなので、非常に運営する側としては助かるという状態にはなっています。ただ、モチベーションを上げていくということは大事だとは思っていますので、それは考えて、ちょっとやっていきたいなと思います。

○委員 今のところにつけ加えて、この5ページの977万5千円と34ページの人件費の958万円で、違いがあるところの理由をご説明いただいてもよろしいですか。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 金額の違いはですね、私どものほうで、いわゆる仕様書にもともとあることをちゃんとやるという部分と、あと自主事業の部分とで。こちらの按分ですけども、49対1で按分させていただいておりますので、基本的には金額の98パーセントということになっております。

○委員 ありがとうございます。

○委員 私も同じような話で、さっきから気になっているのですが、この人件費は、34ページを見ると、958万円でずっと5年間は同じでしょ。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 はい。

○委員 それもあって役員かなという質問も出たのですが。なんで5年間かけてそういうことをやれるのかなという、しかもタイトですよ、予算が、余裕がないですよ。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 ぎりぎりにはなります。

○委員 それで、賃金の値上がり、どういう意味でのことかがよくわからないというのが質問です。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 実際、予算立てをする

際に、実際問題、こちら側の経費の部分は、消費税額が10パーセントで算出するようになっているので、途中で、どこかのタイミングで上がるのですが、その前の段階では、多少余裕があるというのが、何となく気持ちの中にありましたので、人件費のほうは横並びにしました。本来、ちょっと上げていきかけたのですが、そうすると後ろの方に段々段々とかかる経費が増えていっちゃうので、そうなるよりも、この形のほうがいいかなと思ってやったんですが、本当だったら訂正しなきゃいけないかと思います。すみません。

○委員 わかりました。

○委員 やれないというような状況が来ないように、やっぱり思い切った改革というのが、どこかで課題になると思います。皆さん方の気持ちとしては市民サービスの向上というのはわかります。とにかく、人件費もコストも全部、5年間同じという計算になっているわけですから、それ以外できないということですからね。さっきの事業の説明お伺いしましたけれども、あれは非常に盛りだくさんですから。この事業にこれはちょっと無理だから次に延ばそうとか、いろんなやっぱりご検討をなさったほうがいいなという。意欲はだめだとか言っているわけじゃないです。物すごいので、それはとても高く評価されるけれども、財政的な裏付がないと全体が今度おかしくなっちゃいますから。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 アドバイスとして受けとめます。

○委員 もう一つお聞きしたいのですけれども、やはり34ページの収入の欄で言いますと、2年と、3年目がある程度売上というか収入が減っているのは、これはなんでなんですか。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 いま一度お願いいたします。

○委員 一番下の合計で言うと。

○委員 指定管理委託料が29年度に比べて30年度が減らされている理由を。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 それはですね、指定管理を承った場合、最初の年度に少々備品をそろえようと思っておりまして、その部分が次の35ページに載っているのですけれども、最後の項目の管理にかかる備品購入費というところで、看板類、のぼり等をそろえる。のぼりにつきましては、5年間ぐらいは当然持つものだと思っておりますので、それを初年度に調達するがゆえに、最初だけちょっと大きくて、その次からは低くなっているという状態になっております。よろしいでしょうか。

○委員 いや、まだあと、上がってくる。30年度だけ、1年だけ減っていますよね。30年度だけ減って、その後は上がっていくけど、30年だけ、ぽこんと減るのはなぜかという。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 それはそれぞれの表を見ていただいて。

○委員 計画されている支出が減るから収入も減るというような関係性ですか。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 そうです。

○委員 2年目で対応をなぜ、何の事業をやられるのかという。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 2年目でやめるのは、

先ほどののぼりとか看板類は当然作らないので、1回削除ということになるんですけども。
○委員 その説明だけだと、3期以降も、その金額で同じだというような理解かなと思われるのですが。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 すみません。細かく出しているものは、それこそ最後のほう、全てきっちり出しておりますので、多少の上下とかはあるとは思いますが、指定管理料そのものは、下の支出と合わせてご覧になって、支出が、この年が減ると収入も同じように減らしているという形です。

○委員 ちょっと勝手に解釈させていただきますと、第1期が多いのは、のぼりをつくれるから。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 はい。

○委員 2期以降は、のぼりが無いというご説明の中で、30年度がかなり小さく見えるのは、31年度から33年度と何が違うのかという理解でよろしかったんですか。そういうことをご質問として委員さん言っておりました。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 報償費として講師謝金等考えているところで、少しずつ上がっておりますので、変わっているのはそのあたりだけで、あとはほとんど変わっていない。それから、印刷製本費というところですね、初年度に全てのパンフレットを作らせていただいたので、ですから29年度はその分高いんですけども、その次に、32年度に追加で、またパンフレットをつくるので、その分がまたちょこっと上がっているのですが、あとプラス、先ほど言った報償費の部分が、多少上がってきているというところで、全体として、このような指定管理料の変化になっております。金額としては微々たるものではあるんですけども、そんな理由になっておりますので。

○委員 あと、ちょっと答えにくいかもしれませんが、事業者さんがこれだけ、これなりのものを当初からずっとやってこられて、ボランティアの数とか、市内の活動とか、そういうのを教えるセンターのおかげで、どれぐらい伸びているとか、印象でもいいんですけども、そういうのはわかりませんか。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 登録団体の数は確かに増えております。もちろん利用するために登録してくださっているもので、伸びていますね。それから、来館者もそれなりに増加はしています。登録団体の支援ということで、ちばさばセミナーという企画を立てまして。

○委員 ボランティアの数がどうなっているのかなという。活動自体が盛り上がっているのか。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 各団体のボランティアが直接行った場合はちょっと把握し切れていないのですが、大学のボランティア学生のところ、実際に団体連れて行って、学生さんと直接話をするのをつくったりしていますので、そういうつながりで、ボランティアをしようとする人たちが、団体のところに行くチャンスというのは、確実に広げることができているというふうに考えております。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 そうですね、千葉県生涯大学校というところにも、私たち講師で行けるように、地域活動学部というのがあります。そこに交代で行っているんですけども、そこの方たちが、今回のフェスタでもボラ

ンティアをしていただいたり、あるいはうちに登録をされたり、ボランティアをしたいと
いらっしゃったりしていますから、少しずつやってきたことが実っているかなという感じ
はありますね。それから、ボランティアをしたいといらっしゃる方にも、他の3施設のこ
とも必ずご紹介をしていますので。ただ、うちは個人登録ができないので、中央のボラン
ティアセンターのほうに行って、個人登録をなさったらいいですよみたいなアドバイスも
しています。あと、ちばばら。インターネットで検索もできますよという、全部の情報を
スタッフもちゃんと言えるように周知をしていますので、かなり体制が、みんな周知して
できてきたなど、こちらの側ですけれども、思っていますので、更に、もし、とれたら頑
張っていけるかなと思っています。

○委員 今回、事業体として新しく株式会社まちづくり商会入られて、先ほどの提案書
のご説明もされたので中心となってやられていくのだろうなというイメージを受けたので
すけども。

まちづくり千葉の理事にもお名前連ねていらっしゃると思うのですが、今回事業体とし
て株式会社まちづくり商会さんが入られる意義というのをちょっとご説明いただけたらと
思うのですけれども、お願いいたします。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 まずですね、もちろん
今までも長い間かかわっているということの事実がございますので、そのままの形でもよ
かったのですけれども、やはりこれは、一つには、まちづくり商会さんがもう少しイニシ
アチブをとって事業展開できるようにという、総意として別の会社として加わったとい
うのが一番の理由でございます。そうすることによって、それこそ本人のモチベーションと
しても上がるというのを感じますし、なおかつやはり明確に。今まではどうしても形から
すると、まちづくり商会さんへの支払いは、一旦まちづくり千葉にお金をいただいて、そ
こからの支払いになっていたもので、それでは余りよくないかな。むしろ共同事業体から直
接お金が入っているような形のほうがよろしいのではないのかということも含めまして、
今回そういった形になりましたということでご理解いただければと。

○委員 そうすると、どちらかという運営実態に合わせた形で、新しく事業体に加わ
られるという理解でよろしいですか。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 はい、そうです。何で
かという、彼が一番この施設に長い間関わっているのも、コミュニティセンターの1階
にある時代も含めて十何年からずっと関わっているのも、間違いはないので、本当に。

○委員 リスク負担率は8：1：1ですよ。それは変わらない。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 そうですね、提案で、
私どもが8で、1と1という形になります。

○委員 この3月末で三つの団体の貸借対照表ができた、それで未払金が、まちづくり
商会に対する未払いと、そういうことだったんですね。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 そうではなくて。

○委員 まちづくり千葉の。

○まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 まちづくり千葉の未払
金は、単にちょっといろいろと付合っている業者さんの、要するに未払いが残っている
という。

- 委員 消耗品とかを購入されたものの未払いですか。
- まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 そうです。消耗品とか家賃とか、そういったものが少し遅れているということ。
- まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 そうです。
- 部会長 いろいろと他にご質問あるかもしれませんが、時間になりましたので、この辺で切り上げて終わらせていただきたいと思います。よろしいですか。

(異議なし)

- 部会長 それでは、どうもありがとうございました。
[まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体 退室]
- 部会長 それでは、委員の皆さんは今のヒアリングを踏まえて採点していただきます。その前に何か確認とか質問、この書き方のご質問とか。
- 委員 表からもA、B、C、D、Eを丸で囲むんでしたか。それで点数を横に書き入れるという形で。
- 山根市民総務課長 はい、そのようにお願いします。

[採点・休憩]

- 部会長 それでは、集計結果が出ましたので、議事を再開したいと思います。
事務局から、集計結果の報告をお願いします。
- 山根市民総務課長 それでは、集計結果をご報告いたします。お手元にお配りいたしました集計表をご覧ください。集計表の一番下の合計欄の右端が総得点となります。
- 「まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体」ですが、総得点が152.25点でございます。なお、過半数の方のD評価、あるいはEの評価はありませんでした。なお、採点表2-2の財務状況について、出席委員の半数である2名が「D」評価でした。過半数ではないものの、議論の余地はあると考えられますので、こちらについても審議をお願いします。以上でございます。
- 部会長 ありがとうございます。
- 委員 安全運転をしていただくように。
- 委員 注意書きというか、意見書をつけて。
- 委員 意見書をつけるということで、その辺頑張り過ぎないっていう。まず、その前半の2年ぐらいは安全運転で、精いっぱいアクセルを踏み込んでやる気を示すというのはこの計画書に出ていたんでしょうけども、それでやって息切れをされると、やはりこれは5年間をお願いするという点では非常に心配だと思いますので。そのあたりを意見書というのですか、コメントをつけた上でお願いするとすればということでしょうかね。
- 委員 また、意見書をつけると節約、節約と無理をされる。
- 委員 違うところで努力をされるということですかね。
- 委員 なので、何か難しいなあというところと。
- 委員 年度計画を変更してくれということまで言うことはないですもんね。最初はもうちょっと緩く始めてだんだんあげてくるんだと何となく安心だけどね。びしっと割っちゃっているから、余りにも余裕がないと。要するに、懸念がある、これはやっぱり示す必要があるんでしょうね、何か。
- 委員 やっぱり運営に当たっては慎重にやってくれと。そういう抽象的な意見で、い

いと思いますね。

○委員　　そうですね。

○委員　　あまり財務、財務というと、本当違う捉え方をされる方達かなという気がしますね、私も。

○委員　　冒頭いろんな議論があったように、結果的に指定管理事業に対しての影響が出てくるリスクがあると思うので、抽象的に、重々に注意してやってくれということを書いておけばいいんじゃないかな。それとも、事業計画を見直せと書きますか。

○委員　　そうですね、今日のヒアリングで何となくはおわかりにはなっているとは思いますが、そういう抽象的な表現で意を酌み取ってもらえないのかなという気がしますね。

○委員　　年度計画の実施については十分検討して進めてくれとか、何かそういう抽象的な言い方のほうがいいかなと。

○委員　　今ちょっとお聞きして、財務上のリスクに留意しながら運営をされたいぐらいのことでしょうかね。

○委員　　はい。

○委員　　共同事業体3者の経営状況を留意されながら、という形になるんですかね。難しいですね。

○委員　　何度も繰り返すけど、真面目に取り組んで、一生懸命やっている点では、もう全く問題ないんですよ。

○委員　　基本、書き方の問題ですからね。書き方が下手だというだけの問題でもあるんですよ、実は。ぴったりつくらなくてもいいのに、1円残らず、全部つくられている、かえって合わせてつくったようなところありますよね。じゃあ、今度は逆に余裕でつくっていただいいのかとなっちゃうから、結局、同じなんですよ。

運営母体がみんな弱いですからね、そこに問題がありますよね。運営母体が大きければ何も問題ないですけど。

○委員　　副部長、部長からあったように、なんでまちづくり商会が入ったのですかと言われると、積極的理由はないですよ。お金の面で助けてくれるというのが全くないわけですから。

○委員　　何らかの附帯意見をつけて、というのはコスト面に留意しながらぐらいにしますか。

○委員　　そうですね。

○委員　　コストに留意しながら運営されたい。

○委員　　コストは気にし過ぎるぐらい、気にされ過ぎているので。運営母体の継続的な経営に留意されながら管理をお願いいたしますという、継続義務のところを持ってくるような形はどうですかね。

○委員　　それでいいと思います。抽象的に。

○委員　　継続的な経営に留意されながら管理をお願いいたしますという附帯意見でよろしいですかね。

○委員　　継続性に留意しながら。まあ、財務に限定しないで。

○委員　　いろんな支払いが滞っているというようなコメントがさっきあったのは、心配

ですよね。そういう活動内容を理解して、いろんな方も待ってくださっているのかもしれないですけど。

○委員 でも、家賃が滞っているって良くないですよね。

○委員 ちょっと私も心配だなとは思ったんですけど。

○委員 最初に言われたように、年度計画の実施に当たっては慎重に対応してくれとか、そういう表現でいいんじゃないかね。

○委員 そうですね。運営母体のことを口出すのも確かに変ですね。

○委員 出すとまた杞憂があると思うんで。事業計画の進捗とか運営については、十二分に慎重に対応してくれという注意書きを。

○委員 じゃあ、事業の運営に当たるときは財務状況を鑑みて慎重に対応されたいぐらいですかね。

○委員 指定管理の事業に当たっては、経営計画に対して慎重に当たっていただきたい。

○委員 でも、何に慎重にするのかがわからないです、それですと。

○委員 当事者はわかっているぐらいな。

○委員 事業計画を推し進める上では慎重に対応してくれとか、何かそういう表現でいいんじゃないかなと。

○委員 ときに選択と集中をしながら、とかいう言葉を入れてもいいかもしれないですね。

○委員 それでもいいですね。

○委員 事業を慎重にやれというだけだと、何か今まで事業を失敗しているように見えるから。事業に失敗しているわけじゃないんですよ、事業体は。

○委員 確かに選択と集中、いい表現になりますね。

○委員 こういうのはどうですかね。事業の進捗に当たっては内部状況を勘案して柔軟に対応されたいという。要するに、計画運営がまちづくり千葉にあるわけですよ。

○委員 大風呂敷敷いていたなら、それを閉めてもいいんだよという。

○委員 柔軟対応されたいというのと計画を実行してもいいとなってしまう。

○委員 だから、柔軟でいいと思いますよ、そういう言葉の、5年間の計画を柔軟にみながら。

○委員 でも、また年度評価で拝見していくんですよ。

○委員 はい。

○委員 柔軟対応だと計画見直しとか。

○山根市民総務課長 一応ご提案にはいただいているので、それをやらなくていいよみたいな表現は余りしたくない。

○委員 そうなりますよね。柔軟対応というと。

○委員 難しい。やっぱり、財務状況を入れないと難しいですね。

○委員 財務状態といっても、これは収支だけの問題ですからね。

○委員 事業はできるんですよ、人がいなくなっても。

○委員 基本的につけなくてもいいんですけども、つけたほうがよろしいんじゃないんですかということなら、異論ありません。

○委員 計画達成に当たってはコストに留意しながら計画を達成するようにという。

○委員 コストよりは財務のほうが、彼らにはいい気がします。また、節電、節電とか、何か、もうこれ以上できないところを絞ってしまいそうなので。

○原市民自治推進部長 お二人の委員がつけていただいたのは、団体の継続、財務状況はちょっとやっぱり危惧するところなので、その危惧を払拭するためにはそういうところに留意されれば、これは認められるのだろうか、そういう意見になるかと思いますが。

○委員 やっぱり財務に触れないとしようがないですね。

○原市民自治推進部長 触れないわけにはいかないと思うんです。

○委員 触れないと何を注意していいか、やっぱりわからないです、焦点が。

ですから、財務上のリスクに留意しながら運営されたいぐらいの簡単な。やっぱり最初の話でいいですかね。それに附帯意見をつけて。

○委員 コストって書くより、絶対、財務のほうがいいと思います。

○部会長 そういう附帯意見をつけて、まちづくり千葉・リベルタ千葉・まちづくり商会共同事業体にすることでよろしいでしょうか。

○委員 すみません、もう一回、早川委員の話に戻ってしまうのですが、平日は21時まで開けるとするのは、計画としてもうこれで承認されてしまうと、彼らは変更できないということなんですか。

○山根市民総務課長 基本的にはそういうお約束での指定ですので。

○委員 ですよ。

○委員 いや、規定では、市と交渉すればというふうになっているわけですから、これはいいんですよ。

○原市民自治推進部長 提案は提案でありますけれども、この部会の意見として、そういうところも注意したほうがいいという意見をいただければ、それに基づいて協定を結ぶときに細かいところもまた見ていきますので、その時点でまた協定を結ぶということになります。

○委員 開館時間については、運用実績に基づき協議するといった、もしつけられるならつけておいたほうがよろしいんじゃないですか。

○山根市民総務課長 恐らく複数の応募があって、その競争であればそれは問題かもしれませんけれども、今回1団体だけでしたので、実態に合った運営を考えるというのは許されるのかなと思います。

○委員 あるいは、附帯意見の中に具体的に、協定締結に当たっては、計画遂行の精神から柔軟対応するのが望ましいとか何か、そんなのを入れてもいいんですよ。

○原市民自治推進部長 それは大丈夫です。

○委員 じゃあ採用するという点でいいとして、何か優れた点というのも取り上げるようなので、提案のほうで何か良かったという点とかありましたら。

○委員 非常に利用者目線に立った運営をさせていただいているので、ここはとても評価できる管理者なのかなと思います。

○委員 施設の利用者を二つのタイプに分けて対応を考えているとか、あるいは、その利用促進をきちんと二つのタイプに分けて、それぞれのアプローチを考えていると、そういったきめ細かい、恐らくこれまでの経験を踏まえた取組みを提案されているというのは

いいところじゃないかなと思いました。

○委員 私もそう思いました。ただ、型どおりにやっているのではなくて具体的でいいなと思いました。

○部会長 他に何か。よろしいでしょうか。

○委員 逆に、もうコストについては十分気にさせていただいて運営されているので、無駄なお金を使われるようなことがない運営をされているのかなというところももちろん評価すべき点かと思います。

○委員 提案の19ページの「その他」のところ。結局アンケートや何かでなかなか客の意向はつかめないの、よほど不満がある人しか書かないから。来た人の反応をキャッチするという、これが一番重要なところだと思うんですね。来た人の顔やら態度で満足そうか、何か不満があるとか。ここの「その他」のところは意外に良いかなと思ったんですけど。人間商売だから、来た人が気持ちよく、ちょっと聞きやすいようにやるというか。

○部会長 それでは、附帯意見については、先ほどの事業計画の遂行に当たっては財政状況に留意しながら実施されたい。また、年度評価に当たっては留意点において適宜修正するようにされたいという、その程度でよろしいですか。あと、詳しい表現はお任せいただいていいですか。私と事務局でまた直したいと思いますので。それでは、今回、文言についてはお任せいただくということでよろしいですか。それでは、「まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体」の提案内容は募集要項・管理運営の基準等の要件を満たしていると認められる。附帯意見つきで千葉市民活動支援センターの指定管理予定候補者とすべき者を「まちづくり千葉・リベルタちば・まちづくり商会共同事業体」とさせていただきます。

(異議なし)

○部会長 千葉市民活動支援センターについては以上となります。

次に、議題3「今後の予定について」であります。事務局からご説明をお願いします。

○山根市民総務課長 今後の予定についてご説明をさせていただきます。水色のファイルの資料4をお開きください。本日のこの部会の報告につきましては、部会長さんから委員会の会長さんにご提出をいただきまして、その後、会長さんから市長宛に委員会としての答申をしていただきます。この委員会の答申を受けまして、市は指定管理予定候補者を最終的に決定することとなります。その後、応募者へ選定結果を通知し、指定管理予定候補者と仮協定を締結いたしまして、12月に開催予定の平成28年第4回千葉市議会定例会に指定管理者の指定議案を提出、議決がありました後、基本協定書を締結して29年4月から新たな指定管理期間における指定管理開始となります。

本日の会議の議事録につきましては、後日、委員の皆様にご確認をお願いしたいと考えておりますので、よろしく申し上げます。以上でございます。

○部会長 ありがとうございます。それでは、今の説明について何かご質問ございませんか。

(なし)

○部会長 最後に、議題4「その他」ですが、委員の皆様から何かご意見はございませんか。

(なし)

○部会長　それでは、皆様のご協力によりまして、本日の議事は全て終了いたしました。ありがとうございました。

それでは、事務局にお返しします。

○宮本市民総務課長補佐　長時間にわたりまして、慎重なご審議いただきまして、本当にありがとうございました。

それでは、以上をもちまして「平成28年度千葉市市民局指定管理者選定評価委員会第3回市民・文化部会」を閉会いたします。

本日は、お忙しい中、誠にありがとうございました。